

●香川県告示第117号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の所有者は当該死体について検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成19年3月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 実施の目的

伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

2 実施する区域

香川県全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

24ヶ月齢以上で死亡した牛のうち、牛海綿状脳症対策特別措置法第6条第1項に基づく届出の対象になる牛。ただし、同法同条第2項ただし書きに該当する場合を除く。

4 実施の期日

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

5 検査の方法

酵素免疫測定法による検査を実施する。